

～重要なお知らせです～

令和4年10月14日

令和4年度（第76期）司法修習生採用選考申込者 各位

司法研修所事務局長

我が国の法曹養成制度は、裁判官、検察官、弁護士が共通の課程を履修する統一修習システムに特徴があり、これが他の職業に対する正しい理解の基礎となり、我が国の司法制度の安定的な発展に寄与してきました。したがって、司法修習生は、裁判官、検察官、弁護士のどの職業を志すかにかかわらず、司法修習で学ぶことすべてを身に付けなければなりません。そして、修習期間全体を通じて、法曹三者の職務の実情を体験的に見聞しながら、いずれの職業が自分に合っているのかを十分に検討した上で、自らにふさわしい進路の選択をすることになります。この点に関しては、日本弁護士連合会長からも、各単位弁護士会の会長に対し、司法修習の実効を期すとともに司法修習生の職業選択の自由を尊重するため、事務所見学、採用選考等にあたって司法修習に対する影響を低減するよう配慮すること、過度の拘束や飲食提供、その他不相当な方法による採用のための勧誘行為を行わないこと、職業選択に関する司法修習生等の自由な意思を尊重し、採用の申込み等を撤回することを妨げないようにすること等について協力要請が行われているところです。

しかしながら、司法修習生の中には、司法修習が開始される前に法律事務所から採用の内定を受け、その結果、内定先の法律事務所での執務に関係のない科目（特に、刑事系の科目）の修習に熱意を見せない者や、内定に拘束力があるものと誤解し、進路選択の機会を自ら狭めてしまっている者がいるとの指摘が、司法修習生の指導担当者からされています。こうした事態は、前記のような司法修習制度の趣旨・目的に反し、戦後の司法修習制度の発足以来、法曹三者が協力して安定的な運営に当たり多数の有為な法曹を輩出し成果を上げてきた統一修習システムの根幹を揺るがすことにもつながりかねず、また、各人の自己実現の機会を制約することにもなり、極めて憂慮すべき事態といえます。司法修習生が修習期間を通じて修習に専念しなければならないことは、言うまでもありませんし、司法修習前ないしは司法修習中に、法律事務所から採用の内定を得ていたとしても、内定を撤回して他の進路を志すことは全く自由であるとされているところです。

第76期司法修習生採用選考申込者においては、以上のことを十分わきまえ、いずれの科目についても全力で修習に励むとともに、司法修習を通じて法曹三者の職務や実情についての正確な理解を深めた上で、自らの進路を決定されるよう望みます。